

公立大学法人静岡文化芸術大学 第3期中期目標の策定

1 中期目標の根拠

設立団体の長は、6年間に於いて公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。（地方独立行政法人法 25条1項、78条1項）

2 中期目標の概要

	中期目標	中期計画	年度計画
期間	6年（R4～9年度）	6年（R4～9年度）	1年（毎年度）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
内容	法人が中期計画を策定する際の指針 （今後6年間の業務運営において 達成を期待する目標）	中期目標を達成する ための具体的計画	中期計画に基づく、 事業年度ごとの 業務運営の計画
記載 事項 （法定）	①中期目標の期間 ②住民に対して提供するサービス その他業務（教育研究）の質の向上 ③業務運営の改善・効率化 ④財務内容の改善 ⑤教育研究・組織運営の状況につい ての自己点検・評価・情報提供 ⑥その他業務運営に関する重要事項	①目標の②を達成するためとるべき措置 ②目標の③を達成するためとるべき措置 ③予算（人件費の見積含む）、収支計画、資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡・担保にするときの計画 ⑥剰余金の使途 ⑦県規則で定める事項 ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画 ・積立金の処分に関する計画 ・その他法人の業務運営に関し必要な事項	

3 今後のスケジュール

	時期	内容
中期 目標	R3年3月	第3回評価委員会：第2期中期目標期間終了時の検討
	7月13日	第1回評価委員会：次期中期目標（素案）の説明
	8月4日	第2回評価委員会：次期中期目標（素案）の意見聴取
	9月	文芸大へ意見聴取
	10月	第3回評価委員会：次期中期目標（案）の意見聴取
	12月	12月議会に議案を提出→議決後、文芸大に中期目標を指示
中期 計画	R4年2月	文芸大から次期中期計画の認可申請
	3月	第4回評価委員会：次期中期計画の意見聴取
	3月下旬	次期中期計画の認可